

政府調達に関する協定を改正する議定書

政府調達に関する協定を改正する議定書

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「千九百九十四年協定」という。）の締約国は、

千九百九十四年協定第二十四条7(b)及び(c)の規定により新たな交渉を行って、ここに、次のとおり協定する。

1 千九百九十四年協定の前文（目次を含む。）、第一条から第二十四条まで及び附属書の規定をこの議定書の附属書に定める規定に改める。

2 この議定書は、千九百九十四年協定の締約国による受諾のために開放しておく。

3 この議定書は、千九百九十四年協定の締約国の三分の二がこの議定書の受諾書を寄託した後三十日目の日に、それらの千九百九十四年協定の締約国について効力を生ずる。その後当該受諾書を寄託した千九百九十四年協定の締約国については、この議定書は、その寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

4 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、千九百九十四年

協定の締約国に対し、この議定書の認証謄本及びこの議定書の受諾に関する通告書を送付する。

5 この議定書は、国際連合憲章第二百二条の規定により登録する。

二千十二年三月三十日にジュネーブで、改正後の千九百九十四年協定の附属書に関して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

政府調達に関する協定を改正する議定書の附属書

前文

この協定の締約国（以下「締約国」という。）は、国際貿易の一層の自由化及び拡大を図り、かつ、国際貿易を規律する枠組みを改善するため、政府調達に関する効果的な多角的枠組みの必要性を認め、

政府調達に係る措置は、国内の供給者、物品若しくはサービスに保護を与えるように、又は外国の供給者、物品若しくはサービスの間には差別を設けるように立案され、制定され、又は適用されるべきでないことを認め、

政府調達制度の信頼性及び予見可能性が、公的資金の効率的かつ効果的な管理、締約国の経済の良好な運営及び多角的貿易体制の機能にとって不可欠であることを認め、

この協定に基づく手続上の約束は、各締約国の個別の状況を考慮に入れるため十分に柔軟であるべきであることを認め、

開発途上国、特に後発開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズに留意する必要を認め、政府調達に係る措置が透明性を有すること、透明性のある、かつ、公平な方法で調達を実施すること並びに腐敗の防止に関する国際連合条約等の適用のある国際文書に従って利益相反及び腐敗した慣行を回避することの重要性を認め、

この協定の適用を受ける調達のために電子的手段を使用すること及びその使用を奨励することの重要性を認め、

この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国によるこの協定の受諾及びこの協定への加入を奨励することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「商業上の物品又はサービス」とは、政府に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において政府以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又

はサービスをいう。

(b) 「委員会」とは、第二十一条1の規定によって設置される政府調達に関する委員会をいう。

(c) 「建設サービス」とは、その手段のいかんを問わず、国際連合の暫定的な中央生産物分類第五一区分に基づく土木工事又は建築物の工事の実施を目的とするサービスをいう。

(d) 「国」には、この協定の締約国である独立の関税地域を含む。この協定において「国」を含む表現（例えば、「内国民待遇」、「国内法令」）は、この協定の締約国である独立の関税地域については、別段の定めがある場合を除くほか、当該関税地域に係るものとして読むものとする。

(e) 「日」とは、暦日をいう。

(f) 「電子オークション」とは、供給者が新たな価格又は価格以外の入札の要素（数値化することができる）、かつ、評価基準に関連するもの）に係る新たな数値のいずれか又は双方を提示するための電子的手段の使用を伴う反復的な手続であつて、その結果により入札の順位を決定し、又は更新するものをいう。

(g) 「書面」とは、文言又は数字による表記であつて、読むことができ、複製することができ、かつ、後

に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができる。

(h) 「限定入札」とは、調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう。

(i) 「措置」とは、対象調達に関する法令、手続、行政指導若しくは行政上の慣行又は調達機関による行為をいう。

(j) 「常設名簿」とは、供給者として調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が判断した供給者の名簿であつて、調達機関が複数回使用する意図を有するものをいう。

(k) 「調達計画の公示」とは、調達機関が関心を有する供給者に参加申請書、入札書又はその双方を提出することを招請するために行う公示をいう。

(l) 「調達の効果を減殺する措置」とは、国内の物品若しくは国内のサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返貿易を行うこと又はこれらと同様の措置をとり、若しくは要求すること等、締約国内の開発を奨励し、又は締約国の国際収支を改善する条件又は約束をいう。

(m) 「公開入札」とは、関心を有する全ての供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

- (n) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (o) 「調達機関」とは、附属書Ⅰの締約国の付表1から付表3までに掲げる機関をいう。
- (p) 「資格を有する供給者」とは、調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が認める供給者をいう。
- (q) 「選択入札」とは、資格を有する供給者のみが調達機関から入札を行うよう招請される調達方法をいう。
- (r) 「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。
- (s) 「任意規格」とは、物品若しくはサービス又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務付けられていないものをいう。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって物品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

- (t) 「供給者」とは、物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者又は集団をいう。
- (u) 「技術仕様」とは、次の事項について規定する入札の要件をいう。
 - (i) 調達される物品又はサービスの特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産若しくは提供の工程及び方法
 - (ii) 物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

第二条 適用範囲

協定の適用

- 1 この協定は、対象調達（その全部又は一部が電子的手段により行われるか否かを問わない。）に係る措置について適用する。
- 2 この協定の適用上、「対象調達」とは、政府に係る目的のための調達であつて次の(a)から(e)までの要件を満たすものをいう。
 - (a) 次の(i)及び(ii)の要件を満たす物品、サービス又はこれらの組合せの調達であること。

- (i) 当該物品又は当該サービスが附属書Ⅰの締約国の付表に掲げられていること。
 - (ii) 当該調達が、商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるために行われるものでないこと。
 - (b) 購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の契約により行われること。
 - (c) 第七条の規定に従って公示を行う時点において、6から8までの規定により見積もられた価額が、附属書Ⅰの締約国の付表において特定する基準額と同額であるか、又はこれを超えること。
 - (d) 調達機関により行われること。
 - (e) 3の規定又は附属書Ⅰの締約国の付表の規定により適用範囲から除外されていないこと。
- 3 この協定は、附属書Ⅰの締約国の付表に別段の定めがある場合を除くほか、次のものについては適用しない。
- (a) 土地、既存の建築物その他の不動産又はこれらについての権利の取得又は借入れ
 - (b) 契約上の取決め以外の取決め又は締約国が供与するあらゆる形態の援助（協力のための取決め、贈

与、借款、出資、保証及び財政による奨励を含む。）

(c) 国庫に係る取引の代行又は預託のサービス、規制された金融機関の清算及び管理に係るサービス並びに公債（貸付け及び政府が発行する債券、利付証書その他の証券を含む。）の売却、償還及び分配に関連するサービスの調達又は取得

(d) 公共部門への雇用契約

(e) 次に掲げる調達

(i) 国際的な援助（開発援助を含む。）を供与することを明確な目的として行われる調達

(ii) 軍隊の駐留に関連する国際取極又は署名国による一の計画の共同での実施に関連する国際取極に定める特別の手續又は条件により行われる調達

(iii) 国際機関の特別の手續若しくは条件により行われる調達、又は国際的な贈与、借款その他の援助により供与された資金で行う調達であつて適用される手續若しくは条件がこの協定に適合しないもの

4 各締約国は、附属書 I の自国の付表において次に掲げる情報を特定する。

(a) 付表 1 においては、その調達がこの協定の適用を受ける中央政府の機関

- (b) 付表2においては、その調達がこの協定の適用を受ける地方政府の機関
 - (c) 付表3においては、その調達がこの協定の適用を受けるその他の全ての機関
 - (d) 付表4においては、この協定の適用を受ける物品
 - (e) 付表5においては、この協定の適用を受けるサービス（建設サービスを除く。）
 - (f) 付表6においては、この協定の適用を受ける建設サービス
 - (g) 付表7においては、一般的注釈
- 5 調達機関が、附属書Iの締約国の付表に掲げられていない者に対し、対象調達に関連して当該者が行う調達を特定の要件に従って行うよう求める場合には、当該要件について第四条の規定が準用される。

評価

- 6 調達機関は、調達が対象調達であるか否かを確認するために調達価額を見積もるに当たり、
- (a) 調達をこの協定の適用の対象から全面的又は部分的に除外する意図の下に、当該調達を分割してはならず、また、調達価額を見積もるための特定の評価の方法を選択し、又は使用してはならない。
 - (b) 次に掲げるものを含む全ての形態の報酬を考慮の上、調達の全ての期間にわたる調達価額の最大限の

見積総額によるものとする（契約を締結する供給者が一又は二以上のいずれであるかを問わない。）。

(i) 特別報酬、料金、手数料及び利子

(ii) 選択権を行使する可能性がある調達の場合には、当該選択権を行使したときの総額

7 一の調達のために、二以上の契約又は区分した契約（以下「一連の契約」という。）を締結する場合に
は、最大限の見積総額は、次の(a)又は(b)のいずれかに基づいて算定する。

(a) 当初の契約の締結前十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度の前会計年度に締結された一連の契約であって、同種の物品又はサービスに係るものの価額（可能な場合には、当初の契約の締結後十二箇月の間に調達される物品又はサービスの数量又は価額の予想される変動を考慮に入れて調整した価額とする。）

(b) 当初の契約の締結後十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度に締結される一連の契約であって、同種の物品又はサービスに係るものの見積価額

8 物品若しくはサービスの借入れによる調達の場合又は価格の総額が特定されない調達の場合における評価の基礎は、次のとおりとする。

- (a) 期間の定めのある契約の場合には、
 - (i) その期間が十二箇月以下のときは当該期間における契約の最大限の見積総額
 - (ii) その期間が十二箇月を超えるときは見積残存価額を含む当該期間における契約の最大限の見積総額
- (b) 期間の定めのない契約の場合には、一箇月当たりの支払見積額に四十八を乗じて得た額
- (c) 期間の定めのある契約となるか否か確かでない場合には、(b)の規定を用いる。

第三条 安全保障のための例外及び一般的例外

1 この協定のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であつて、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置が、同じ条件の下にある締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用され

ないことを条件とする。

- (a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 知的財産の保護のために必要な措置
- (d) 障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置

第四条 一般原則

無差別待遇

1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であつて締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- (a) 国内の物品、サービス及び供給者
- (b) 当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者

2 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、次のことを行つてはならない。

(a) 国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱うこと。

(b) 国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別すること。

電子的手段の利用

3 対象調達を電子的手段により実施する場合には、調達機関は、次のことを行う。

(a) 当該対象調達が、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェア（情報の認証及び暗号化に関するものを含む。）であって、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して行われることを確保すること。

(b) 参加申請及び入札の信頼性（受領の日時の確定及び不適當なアクセスの防止を含む。）を確保する仕組みを維持すること。

調達の実施

4 調達機関は、対象調達を次の(a)から(c)までの要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施

する。

- (a) 公開入札、選択入札、限定入札等を用いた、この協定に適合する方法であること。
- (b) 利益相反を回避すること。
- (c) 腐敗した慣行を防止すること。

原産地に関する規則

5 締約国は、対象調達のために他の締約国から輸入され、又は供給される物品又はサービスに関し、同一の時点における当該他の締約国からの同一の物品又はサービスの輸入又は供給であつて通常の貿易として行われるものについて適用する原産地に関する規則と異なる規則を適用してはならない。

調達の効果を減殺する措置

6 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達について、調達の効果を減殺する措置を求め、考慮し、課し、又は強制してはならない。

調達に固有ではない措置

7 1及び2の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、これらの

徴収の方法その他の輸入に関連する規則又は手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（対象調達を規律する措置を除く。）については、適用しない。

第五条 開発途上国

1 締約国は、この協定への加入に関する交渉において並びにこの協定の実施及び運用に当たり、開発途上国及び後発開発途上国（以下、別に明示する場合を除くほか、「開発途上国」と総称する。）の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、それらが国ごとに著しく異なることを認識しつつ、特別の考慮を払う。締約国は、この条の規定に従い、かつ、要請に応じ、次に掲げる国に対して特別のかつ異なる待遇を与える。

(a) 後発開発途上国

(b) 後発開発途上国以外の開発途上国。ただし、当該特別のかつ異なる待遇が当該開発途上国の開発上のニーズを満たす場合において、そのために必要な範囲内に限る。

2 締約国は、開発途上国のこの協定への加入に際し、この協定の下における適当な機会の均衡を維持するために当該締約国と当該開発途上国との間で交渉された条件に従い、当該開発途上国の物品、サービス及

び供給者に対し、当該締約国が附属書Ⅰの自国の付表に従って他の締約国について認めている最も有利な適用範囲を直ちに認める。

3 開発途上国は、その開発上のニーズに基づき及び他の締約国の同意を得て、経過期間中に、附属書Ⅰの当該開発途上国の関連する付表に定める表に従い、他の締約国の間に差別を設けないような態様で適用される次の一又は二以上の経過措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 価格に関する優遇措置に係る計画。ただし、次のことを条件とする。

(i) 当該計画が、当該優遇措置を適用する開発途上国を原産地とする物品若しくはサービス又は当該開発途上国が特惠的な取極に基づき内国民待遇を与える義務を負う他の開発途上国を原産地とする物品若しくはサービスを含ま入札の部分に限り、当該優遇措置を提供するものであること。ただし、当該他の開発途上国がこの協定の締約国である場合には、この待遇が委員会の定める条件に従うことを条件とする。

(ii) 当該計画が透明性のあるものであり、かつ、当該優遇措置の内容及び当該優遇措置が調達において適用されることが調達計画の公示において明確に記述されること。

(b) 調達の効果を減殺する措置。ただし、調達計画の公示において、当該調達の効果を減殺する措置を課することに係る要件又は当該調達の効果を減殺する措置を課することが考慮されることが明確に示される場合に限る。

(c) 特定の機関又は分野の段階的な追加

(d) 当該開発途上国の通常の基準額よりも高い基準額

4 締約国は、この協定への加入に関する交渉において、加入する開発途上国によるこの協定（前条1(b)の規定を除く。）に基づく特定の義務の適用を、当該開発途上国が当該特定の義務を履行するまでの間、遅らせることについて合意することができる。当該特定の義務の履行のための期間は、次のとおりとする。

(a) 後発開発途上国については、この協定への加入の後五年

(b) 後発開発途上国以外の開発途上国については、当該特定の義務を履行するために必要な期間に限るものとし、三年を超えないものとする。

5 4の規定に基づき義務の履行のための期間について交渉した開発途上国は、合意された当該履行のための期間、当該履行のための期間の対象となる特定の義務及び自国が当該履行のための期間中に従うことに

同意した暫定的な義務を附属書Ⅰの自国の付表7に掲げる。

6 委員会は、開発途上国についてこの協定の効力が生じた後、当該開発途上国の要請に応じ、次のことを行うことができる。

(a) 3の規定に基づいて採用され、若しくは維持された措置に関する経過期間又は4の規定に基づいて交渉された履行のための期間を延長すること。

(b) 加入の過程において予見されなかった特別な状況において、3の規定に基づく新たな経過措置を採用することを承認すること。

7 3若しくは6の規定に基づく経過措置、4の規定に基づく履行のための期間又は6の規定に基づく延長につき交渉した開発途上国は、経過期間又は履行のための期間が終了する時点において自国がこの協定を遵守していることを確保するため、これらの期間中に必要な措置をとる。当該開発途上国は、委員会に対しそれぞれの措置を速やかに通報する。

8 締約国は、開発途上国による技術協力及び能力の開発の要請であつて、当該開発途上国のこの協定への加入又はこの協定の実施に関連するものに妥当な考慮を払う。

9 委員会は、この条の規定を実施するための手続を作成することができる。この手続には、6の規定に基づく要請についての決定に関する投票のための規定を含めることができる。

10 委員会は、この条の規定の運用及び実効性について五年ごとに検討する。

第六条 調達制度に関する情報

1 締約国は、次のことを行う。

(a) 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約条項及び手続であつて対象調達に係るもの並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表すること。

(b) 要請に応じ、(a)に規定する事項について他の締約国に対して説明を行うこと。

2 締約国は、次のものを附属書に掲げる。

(a) 附属書Ⅱにおいて、1に規定する情報を公表するために用いる電子的媒体又は紙面

(b) 附属書Ⅲにおいて、次条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために用い

る電子的媒体又は紙面

- (c) 附属書Ⅳにおいて、次の(i)又は(ii)を公表するために用いるウェブサイトのアドレス
 - (i) 調達に関する当該締約国の統計であつて、第十六条5の規定に基づくもの
 - (ii) 締結された契約に関する当該締約国の公示であつて、第十六条6の規定に基づくもの
- 3 締約国は、附属書Ⅱから附属書Ⅳまでに掲げる自国の情報についての修正を速やかに委員会に通報する。

第七条 公示

調達計画の公示

- 1 調達機関は、第十三条に規定する場合を除くほか、対象調達ごとに、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により調達計画の公示を行う。それらの媒体は、広く周知されるものとし、調達計画の公示は、少なくとも当該調達計画の公示に示された期間の満了の時まで、引き続き公衆が容易に閲覧することができるようにする。調達計画の公示は、
 - (a) 付表1に掲げる調達機関については、少なくとも附属書Ⅲに規定する最小限の期間においては、電子

的手段により単一の窓口を通じて無償で閲覧することができるようにする。

- (b) 付表2又は付表3に掲げる調達機関については、電子的手段により閲覧することができる場合には、少なくとも、無償で閲覧することができるゲートウェイ電子サイトのリンクを通じて提供されるようにする。

締約国（当該締約国の付表2又は付表3に掲げる調達機関を含む。）は、調達計画の公示を電子的手段により単一の窓口を通じて無償で行うことが奨励される。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、調達計画の公示には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、公示された調達に関連する全ての文書入手するため必要な情報、並びに当該文書が有償の場合にはその費用及び支払条件
- (b) 公示された調達についての説明（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）を含む。）
- (c) 一連の契約については、可能な場合には、次回以降の調達計画の公示の見込まれる時期
- (d) 選択権についての説明

- (e) 物品の納入若しくはサービスの提供の期間又は契約の期間
 - (f) 用いる調達方法及び交渉又は電子オークションを行う意図の有無
 - (g) 公示された調達について参加申請書の提出を求める場合には、その提出の場所及び最終期日
 - (h) 入札書の提出の場所及び最終期日
 - (i) 入札書又は参加申請書の作成に用いることができる言語（調達機関の属する締約国の公用語以外の言語で提出することが可能な場合に限る。）
 - (j) 供給者が参加するための条件の一覧表及び簡潔な説明（供給者が当該条件に関連して提出すべき特定の文書又は証明書についての要件を含む。ただし、当該調達計画の公示と同時に関心を有する全ての供給者による入手が可能とされる入札説明書に当該要件が含まれていない場合に限る。）
 - (k) 調達機関が第九条の規定に基づき限られた数の資格を有する供給者を入札に招請するために選択する意図を有する場合には、その選択に用いる基準及び入札を行うことが認められる供給者の数を制限するときはその制限
- (1) 公示された調達にこの協定が適用される旨の記述

公示の概要

3 調達機関は、各調達計画について、調達計画の公示と同時に、世界貿易機関のいずれかの公用語で、公示の概要を容易に閲覧することができる方法で公表する。当該公示の概要には、少なくとも次の情報を含める。

- (a) 調達の対象事項
- (b) 入札書の提出の最終期日又は調達に係る参加申請書若しくは常設名簿への記載の申請書の提出を求める場合にはその提出の最終期日
- (c) 調達に関する文書を入手することができる場所

調達予定の公示

4 調達機関は、各会計年度のできる限り早い時期に、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により将来予定されている調達に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象事項及び調達計画の公示の予定日を含めるべきである。

5 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、調達予定の公示を調達計画の公示として使用することができる

る。ただし、当該調達予定の公示に、2に規定する情報のうち調達機関が入手することができる全てのもの及び関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述が含まれることを条件とする。

第八条 参加のための条件

1 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

2 調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、

(a) 供給者が以前に特定の締約国の調達機関と一又は二以上の契約を締結したことを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。

(b) 調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。

3 調達機関は、供給者が参加のための条件を満たすか否かを評価するに当たり、次のことを行う。

(a) 調達機関が属する締約国の領域の内外双方における当該供給者の事業活動を基礎として当該供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を評価すること。

(b) 公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価すること。

4 締約国（その調達機関を含む。）は、裏付けとなる証拠がある場合には、次のような理由により供給者を排除することができる。

- (a) 破産
- (b) 虚偽の申告
- (c) 過去の契約における実体的な要件又は義務に係る著しい又は度重なる不備
- (d) 重大な犯罪その他の重大な法令違反に関する確定判決
- (e) 職業上の不当行為又は供給者の商業上の信頼性に悪影響を与える作為若しくは不作為
- (f) 租税の不払い

第九条 供給者の資格の審査

登録制度及び資格の審査に係る手続

1 締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求する供給者登録制度を維持することができる。

2 締約国は、次のことを確保する。

(a) 自国の調達機関がその資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力を払うこと。

(b) 自国の調達機関が登録制度を維持している場合には、当該調達機関がその登録制度の相違を最小限にするための努力を払うこと。

3 締約国（その調達機関を含む。）は、その調達への他の締約国の供給者の参加に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はもたらす結果となるように登録制度又は資格の審査に係る手続を採用し、又は適用してはならない。

選択入札

4 調達機関が選択入札を用いる意図を有する場合には、当該調達機関は、次のことを行う。

(a) 調達計画の公示に少なくとも第七条2(a)、(b)、(f)、(g)及び(j)から(1)までに規定する情報を含め、並びに供給者に参加申請書を提出するよう招請すること。

(b) 入札期間の開始までに、当該調達機関が第十一条3(b)の規定による通知を行った資格を有する供給者に対し、少なくとも第七条2(c)から(e)まで、(h)及び(i)に規定する情報を提供すること。

5 調達機関は、入札を行うことが認められる供給者の数の制限及びその制限された数の供給者を選択するための基準を調達計画の公示に明記した場合を除くほか、資格を有する供給者の全てが特定の調達に参加することを認める。

6 調達機関は、入札説明書が4に規定する調達計画の公示の日から公に入手可能とされない場合には、5の規定に従って選択された資格を有する供給者の全てが同時に当該入札説明書を入手することができるようにすることを確保する。

常設名簿

7 調達機関は、供給者の常設名簿を保持することができる。ただし、附属書Ⅲに掲げる適当な媒体により、関心を有する供給者に当該常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示であつて、次の要件を満たすものを行うことを条件とする。

(a) 毎年行われること。

(b) 電子的手段によって行われる場合には、常に閲覧に供されること。

8 7に規定する公示には、次の事項を含める。

- (a) 調達について常設名簿が使用され得る物品若しくはサービス又は物品群若しくはサービス群についての説明
 - (b) 供給者が常設名簿に記載されるために満たすべき参加のための条件及び供給者が当該条件を満たしていることを審査するために調達機関が用いる方法
 - (c) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、常設名簿に関連する全ての文書を入手するために必要な情報
 - (d) 常設名簿の有効期間及び当該常設名簿を更新し、若しくは失効させる方法、又は有効期間が定められていない場合には常設名簿の失効の公示を行う方法の記述
 - (e) 常設名簿がこの協定の適用を受ける調達について使用され得る旨の記述
- 9 7の規定にかかわらず、調達機関は、常設名簿の有効期間が三年以下である場合には、7に規定する公示について、次のことを条件として、当該常設名簿の有効期間の開始に当たり一回のみ行うこととすることができる。
- (a) 当該有効期間及び更に公示が行われない旨が明記されていること。

(b) 電子的手段によって行われ、かつ、当該有効期間中、常に閲覧に供されること。

10 調達機関は、供給者がいつでも常設名簿への記載を申請することを認め、資格を有する供給者の全てを適当な短期間内に当該常設名簿に記載する。

11 常設名簿に記載されていない供給者が第十一条2に規定する期間内に常設名簿に基づいて行われる調達に係る参加申請書及び全ての必要とされる書類を提出する場合には、調達機関は、当該参加申請書を審査する。調達機関は、当該調達が複雑であるため、入札書を提出することが認められた期間内に当該参加申請書の審査を完了することができない例外的な場合を除くほか、当該参加申請書を審査するための十分な時間がないことを理由として当該調達において当該供給者を考慮から除外してはならない。

付表2及び付表3に掲げる機関

12 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、次のことを条件として、供給者に常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示を、調達計画の公示として使用することができる。

(a) 当該招請するための公示が7の規定に従って行われ、並びに8の規定により必要とされる情報、第七条2の規定により必要とされる情報のうち入手することができる全てのもの及び当該公示が調達計画の

公示を構成する旨又は常設名簿に記載されている供給者に対してのみ当該常設名簿が使用される調達に関する更なる公示が行われる旨の記述を含むものであること。

(b) 当該調達機関が、特定の調達に関心を有することを当該調達機関に表明した供給者に対し、当該供給者が当該調達への関心を評価することのできるような十分な情報を速やかに提供すること。この情報には、入手可能な範囲で、第七条2の規定により必要とされる残余の全ての情報を含める。

13 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、10の規定に従って常設名簿への記載を申請した供給者が参加のための条件を満たすか否かを審査するために十分な時間がある場合には、当該供給者が特定の調達において入札することを認めることができる。

調達機関の決定に関する情報

14 調達機関は、調達に係る参加申請書又は常設名簿への記載の申請書を提出した供給者に対し、これらの申請に関する自己の決定を速やかに通知する。

15 調達機関は、供給者の調達に係る参加申請若しくは常設名簿への記載の申請を拒否する場合、供給者を資格を有する供給者として認めることをやめる場合又は供給者を常設名簿から除外する場合には、当該供

給者に速やかに通知し、及び要請に応じ当該供給者に対してその決定の理由の書面による説明を速やかに提供する。

第十条 技術仕様及び入札説明書

技術仕様

1 調達機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならない。

2 調達機関は、調達される物品又はサービスの技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、次の要件に従う。

(a) 当該技術仕様をデザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めるところ。

(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築規準に基づいて当該技術仕様を定めること。

3 調達機関は、デザイン又は記述的に示された特性が技術仕様において用いられる場合において、適当なときは、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付することにより、調達の要件を満たすことが明らかかな同等の物品又はサービスの入札を考慮することを示すべきである。

4 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

5 調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対し求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。

6 締約国（その調達機関を含む。）は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

入札説明書

7 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を入手することができるようにする。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての完全な説明を含める。

- (a) 調達（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）並びに満たすべき要件（技術仕様、適合性評価の証明、設計図、図案又は解説資料を含む。）を含む。）
- (b) 供給者が参加するための条件（供給者が当該条件に関連して提出することを要求される情報及び文書の一覧表を含む。）
- (c) 落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準、及び価格が唯一の評価基準でない場合にはこれらの評価基準の相対的な重要性
- (d) 調達機関が電子的手段により調達を実施する場合には、認証及び暗号化の要件その他の電子的手段による情報の提出に関する要件
- (e) 調達機関が電子オークションを行う場合には、電子オークションの実施に関する規則（評価基準に関

連する入札の要素の特定を含む。)

(f) 公開の開札が行われる場合には、開札の日時及び場所並びに適当なときは開札に立ち会うことを認められる者

(g) その他の条件（支払条件及び入札書を提出する手段の制限（紙面又は電子的手段のいずれによるか等）を含む。）

(h) 物品の納入又はサービスの提供の期日

8 調達機関は、調達される物品の納入又はサービスの提供の期日の設定に当たり、調達の複雑さ、予想される下請契約の範囲並びに製造、在庫の積出し及び供給地点からの物品の輸送又はサービスの提供に実際に要する時間等の要素を考慮する。

9 調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準には、特に、価格その他の費用に係る要素、品質、技術的価値、環境上の特徴及び納入に係る条件を含めることができる。

10 調達機関は、次のことを行う。

(a) 関心を有する供給者が有効な入札書を提出するために十分な時間を有することを確保するため、入札

説明書を速やかに入手することができるようにすること。

(b) 関心を有する供給者に対し、要請に応じ、入札説明書を速やかに提供すること。

(c) 関心を有し、又は参加する供給者からの関連情報についての合理的な要請に速やかに応ずること。ただし、その情報は、他の供給者よりも当該供給者に有利となるものであってはならない。

変更

11 調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達計画の公示若しくは入札説明書に定める基準若しくは要件を変更し、又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書を修正し、若しくは再度提供する場合には、当該基準若しくは要件の変更又は修正され、若しくは再度提供される当該調達計画の公示若しくは入札説明書を、次の要件に従って書面により送付する。

(a) 当該基準若しくは要件の変更又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者に送付すること。

その他の全ての場合には、当初の情報を提供したときと同様の方法で送付すること。

(b) 適当な場合には、(a)に規定する供給者が入札書を変更し、再提出することができるように十分早い時

期に送付すること。

第十一条 期間

通則

1 調達機関は、合理的と認める自己の必要性に基づき、次のような要素を考慮して、供給者がその参加申請書及び有効な入札書を準備し、かつ、提出するために十分な期間を定める。そのような期間（延長される場合には、延長される期間を含む。）は、関心を有し、又は参加する全ての供給者について同一のものとする。

(a) 調達の性質及び複雑さ

(b) 予想される下請契約の範囲

(c) 入札書の送付に電子的手段が用いられない場合には、外国及び国内の地点から入札書を電子的手段以外の手段で送付するために必要な時間

期限

2 選択入札を用いる調達機関は、参加申請書の提出の最終期日を原則として調達計画の公示の日から二十

五日目の日以後の日に定める。この提出期間は、調達機関が十分に実証する緊急事態により実際的でなくなる場合には、十日以上の期間に短縮することができる。

3 調達機関は、4、5、7及び8に規定する場合を除くほか、入札書の提出の最終期日を次のいずれかに規定する日から四十日目の日以後の日に定める。

(a) 公開入札の場合には、調達計画の公示を行う日

(b) 選択入札の場合には、常設名簿を使用するか否かを問わず、調達機関が供給者に入札書の提出を招請することを通知する日

4 調達機関は、次の場合には、3の規定に従って定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。

(a) 調達機関が第七条4に規定する調達予定の公示を調達計画の公示の十二箇月前から四十日前までの期間に行い、かつ、当該調達予定の公示が次の事項を含む場合

(i) 調達の説明

(ii) 入札書又は参加申請書の提出の最終期日とすることが見込まれる日

- (iii) 関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述
 - (iv) 調達に関する文書入手することができる場所
 - (v) 第七条２の規定により調達計画の公示において必要とされる情報のうち、入手することができる全
てのもの
 - (b) 調達機関が、一連の契約に関し、その最初の調達計画の公示において、その後の公示においてこの４
の規定に基づく入札期間を定めることを示す場合
 - (c) 調達機関が十分に実証する緊急事態により３の規定に従って定める入札期間が実際的でなくなる場合
- ５ 調達機関は、次の(a)から(c)までの条件の一又は二以上を満たす場合には、３の規定に従って定める入札
期間を、当該調達機関が満たす当該条件の数に五を乗じて得た日数短縮することができる。
- (a) 調達計画の公示を電子的手段により行うこと。
 - (b) 入札説明書の全体を調達計画の公示を行った日から電子的手段により入手することができるようにす
ること。
 - (c) 当該調達機関が入札書を電子的手段により受領すること。

6 4の規定と併せて5の規定を適用する場合には、いかなるときも、3の規定に従って定める入札期間を調達計画の公示を行った日から十日未満の期間に短縮することとなってはならない。

7 この条の他の規定にかかわらず、調達機関は、商業上の物品若しくはサービス又はその組合せを購入する場合には、調達計画の公示及び入札説明書を電子的手段により同時に公表することを条件として、3の規定に従って定める入札期間を十三日以上期間に短縮することができる。さらに、当該調達機関は、商業上の物品又はサービスの入札書を電子的手段により受領する場合には、3の規定に従って定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。

8 付表2又は付表3に掲げる調達機関が全ての又は限られた数の資格を有する供給者を選択する場合には、入札期間は、調達機関と全ての選択された供給者との間の相互の合意により定めることができる。そのような合意が存在しない場合には、当該入札期間は、十日未満であってはならない。

第十二条 交渉

1 締約国は、その調達機関が次のいずれかの場合に交渉を行うことを認めることができる。

(a) 第七条2の規定により必要とされる調達計画の公示において当該調達機関が交渉を行う意図を明示し

た場合

(b) 評価を行った結果、調達計画の公示又は入札説明書に定める特定の評価基準によりいずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合

2 調達機関は、次のことを行う。

(a) 交渉に参加する供給者の排除が調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準に従って行われることを確保すること。

(b) 交渉が終了した場合には、引き続き交渉に参加している供給者が新たな又は変更された入札書を提出するための共通の期限を定めること。

第十三条 限定入札

1 調達機関は、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いること並びに第七条から第九条まで、第十条から11まで、第十一条、前条、次条及び第十五条を適用しないことを選択することができる。ただし、当該調達機関が、供給者間の競争を避けることを目的として又は他の締約国の供給者を差別し、若しくは国内の供給者を保護するように、この1の規定を適用しないことを条件とする。

- (a) 次に掲げるいずれかの場合。ただし、入札説明書に定める要件が実質的に変更されないことを条件とする。
- (i) 入札書が提出されなかった場合又は供給者が参加申請を行わなかった場合
 - (ii) 入札説明書に定める基本的要件に合致する入札書が提出されなかった場合
 - (iii) 参加のための条件を満たす供給者がいなかった場合
 - (iv) 行われた入札がなれ合いによるものであった場合
- (b) 次のいずれかの理由により、物品又はサービスが特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合
- (i) 必要とされるものが美術品であること。
 - (ii) 特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていること。
 - (iii) 技術的な理由により競争が存在しないこと。
- (c) 次のいずれかの理由により、当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供

を当初の供給者から受ける場合

(i) 当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないこと。

(ii) 追加の物品又はサービスについて供給者を変更する場合には、調達機関に著しい不都合が生じ、又は調達機関が実質的に二重に費用を負担することとなること。

(d) 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札によっては必要な期間内に物品又はサービスを購入することができない場合において、真に必要なとき。

(e) 調達する物品が商品市場において購入される物品である場合

(f) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、調達機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該調達機関が調達する場合。最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可能な

品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するために限られた生産又は供給を行うことが含まれ得るが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することは含まれない。

(g) 清算、管財人による管理、倒産等に起因する例外的な処分の際、極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。ただし、通常の供給者からの日常の購入を含まない。

(h) 契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、次のことを条件とする。

(i) 当該設計コンテストがこの協定の原則（特に調達計画の公示に関する原則）に合致する方法で行われること。

(ii) 当該設計コンテストの参加者が、独立の審査員団によって、受賞者との間で設計契約を締結することを目的として審査されること。

2 調達機関は、1の規定による個々の契約の締結について報告書を作成する。この報告書には、調達を行った調達機関の名称、調達された物品又はサービスの価額及び種類並びに1に規定する状況及び条件のうち当該調達における限定入札の利用の根拠となったものを示す説明を含める。

第十四条 電子オークション

調達機関は、対象調達を電子オークションを用いて実施する意図を有する場合には、電子オークションを開始する前に各参加者に次の情報を提供する。

- (a) 入札説明書に定める評価基準に基づく自動的な評価の方法（数式を含む。）であつて、電子オークションにおける自動的な順位の設定又は更新に用いられるものに関する情報
- (b) 当該対象調達が最も有利な入札を行ったことを根拠として落札者を決定するものである場合には、当該参加者の入札書に記載された事項の初期評価の結果に関する情報
- (c) 電子オークションの実施に関連する他のあらゆる情報

第十五条 入札書の取扱い及び落札

入札書の取扱い

- 1 調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従つて受領し、開札し、及び取り扱う。

- 2 調達機関は、入札書の受領のために指定した日時の後に入札書が到着した場合において、その遅延が専

ら当該調達機関の取扱いの誤りによるものであるときは、当該入札書を提出した供給者を不利に取り扱ってはならない。

3 調達機関は、開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を一の供給者に与える場合には、参加する全ての供給者に対し同一の機会を与える。

落札

4 落札の対象とされるためには、入札書は、書面で提出されたものでなければならず、開札の時に公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。

5 調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができると当該調達機関が認めた供給者であって、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。

- (a) 最も有利であること。
- (b) 価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提示すること。

6 調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合に
は、当該入札書を提出した供給者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができ
ることについて、当該供給者に確認を求めることができる。

7 調達機関は、この協定に基づく義務を回避する目的で、選択権の利用、調達の取消し又は締結された契
約の変更を行ってはならない。

第十六条 調達に関する情報の透明性

供給者に提供される情報

1 調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があつたと
きは書面により、速やかに通知する。調達機関は、次条2及び3の規定に従うことを条件として、要請に
応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関がその供給者の入札を選択しなかった理由及び
落札した供給者の入札の相対的な利点を説明する。

落札情報の公示

2 調達機関は、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により、この協定の適用を受ける落札の決定

の後七十二日以内に公示を行う。当該調達機関が電子的媒体のみにより当該公示を行う場合には、その情報は、合理的な期間、引き続き容易に閲覧することができるようにする。当該公示には、少なくとも次の情報を含める。

- (a) 調達された物品又はサービスについての説明
- (b) 調達機関の名称及び所在地
- (c) 落札した供給者の名称及び住所
- (d) 落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額
- (e) 落札の日
- (f) 用いられた調達方法及び第十三条の規定に従って限定入札を用いた場合にはその利用の根拠となった状況についての説明

文書、報告書及び電子的な履歴の保持

3 調達機関は、落札の日から少なくとも三年間、次のものを保持する。

- (a) 対象調達に関連する入札の手續及び落札に関する文書及び報告書（第十三条の規定により必要とされ

る報告書を含む。)

(b) 電子的手段による対象調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータ

統計の収集及び報告

4 締約国は、この協定の適用を受ける契約に関する統計をとり、委員会に報告する。各報告は、一年分を対象とし、及び報告期間の終了後二年以内に提出されるものとし、次の事項を含む。

(a) 付表1に掲げる調達機関に関しては、

(i) 当該調達機関全体について、この協定の適用を受ける全ての契約の件数及び総額

(ii) 当該調達機関のそれぞれについて、この協定の適用を受ける全ての締結された契約であって、国際的に認められた単一の分類制度に基づく物品群別及びサービス群別に区分されたものの件数及び総額

(iii) 当該調達機関のそれぞれについて、この協定の適用を受ける契約であって、限定入札により締結された全てのものの件数及び総額

(b) 付表2及び付表3に掲げる調達機関に関しては、全ての当該調達機関によって締結されたこの協定の適用を受ける契約であって、付表別に区分されたものの件数及び総額

(c) (a)及び(b)の規定により必要とされるデータを提供することができない場合には、その概算及び用いた算定方式についての説明

5 締約国は、4に規定する要件に適合する方法で統計を公式ウェブサイトで公表する場合には、その統計を閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該ウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

6 締約国は、2の規定に基づく落札に関する公示を電子的に行うことを要求する場合において、当該公示がこの協定の適用を受ける契約について分析することのできる様式による単一のデータベースを通じて公衆の閲覧に供されているときは、そのデータを閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該データベースに係るウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

第十七条 情報の開示

締約国への情報の提供

1 締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの協定に従って行われたか否かを判

断するために必要な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。当該情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報を受け取った締約国は、当該情報を提供した締約国と協議の上その同意を得た場合を除くほか、いずれの供給者に対しても当該情報を開示してはならない。

情報の不開示

2 この協定の他の規定にかかわらず、締約国（その調達機関を含む。）は、特定の供給者に対し供給者間の公正な競争を害するおそれのある情報を提供してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、秘密の情報の開示が次のいずれかの場合に該当するときは、締約国（その調達機関、当局及び審査機関を含む。）に対し当該秘密の情報の開示を求めるものと解してはならない。

- (a) 法令の実施を妨げることとなる場合
- (b) 供給者間の公正な競争を害するおそれのある場合
- (c) 特定の者の正当な商業上の利益（知的財産の保護を含む。）を害することとなる場合
- (d) その他公共の利益に反することとなる場合

第十八条 国内の審査のための手続

1 締約国は、時宜を得た、効果的な、透明性のある、かつ、無差別な行政上又は司法上の審査のための手続であつて、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する次の事項について苦情を申し立てることが出来るものを定める。全ての苦情申立ての手続に関する規則は、文書により定め、かつ、一般に入手可能なものとする。

(a) この協定の違反

(b) 当該供給者が締約国の国内法上この協定の違反を直接の対象とする苦情を申し立てる権利を有しない場合には、この協定の実施のための締約国による措置の不遵守

2 供給者が関心を有し、又は有していた対象調達について1に規定する違反又は不遵守があつた旨の苦情を申し立てる場合には、当該対象調達を実施する調達機関が属する締約国は、当該調達機関及び当該供給者に対し協議により当該苦情を解決するよう奨励する。当該調達機関は、当該供給者の現在又は将来の調達への参加及び行政上又は司法上の審査のための手続の下では是正措置を求める権利を妨げないように、当該苦情について公平な、かつ、時宜を得た考慮を払う。

- 3 供給者は、苦情申立ての準備をし、これを行うための十分な期間を与えられるものとする。その期間は、苦情申立ての原因となった事実を供給者が知り、又は合理的に知り得た時から十日未満であってはならない。
- 4 締約国は、対象調達に関する供給者からの苦情申立てを受理し、審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を設置し、又は指定する。
- 5 4に規定する当局以外の機関が最初に苦情申立てを審査する場合には、締約国は、供給者が当該機関の原決定に対して当該苦情申立ての対象である調達に係る調達機関から独立した公平な行政当局又は司法当局に上訴することができることを確保する。
- 6 締約国は、審査機関（裁判所でないもの）について、その決定を司法上の審査の対象とすること又は次の手続を有することを確保する。
 - (a) 調達機関が苦情申立てに対して書面により回答し、及び当該審査機関に対して全ての関連文書を開示すること。
 - (b) 審査の手続への参加者（以下「参加者」という。）が苦情申立てについての当該審査機関による決定

に先立ち意見を述べる権利を有すること。

(c) 参加者が代理人及び補佐人を出す権利を有すること。

(d) 参加者が全ての審査の手續に参加することができること。

(e) 参加者が審査の手續を公開で行うこと及び証人の出席が認められることを要求する権利を有すること。

(f) 当該審査機関がその決定又は勧告を適時に書面により行うこと及び当該決定又は勧告にその根拠に関する説明を含めること。

7 締約国は、次の事項を定める手續を採用し、又は維持する。

(a) 供給者が調達に参加する機会を維持するための迅速な暫定的措置に關すること。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。当該手續は、当該措置を適用すべきか否かを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。当該措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。

(b) 審査機関が1に規定する違反又は不遵守があつた旨決定する場合における是正措置又は損失若しくは

損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備に係る費用又は苦情申立てに係る費用のいずれか又は双方に限定することができる。

第十九条 適用範囲の修正及び訂正

修正の提案の通報

1 締約国は、附属書Ⅰの自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表への機関の転記、機関の削除その他の修正（以下「修正」という。）の提案を委員会に通報する。修正を提案する締約国（以下「修正締約国」という。）は、次に掲げる事項を通報に含める。

- (a) 機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを理由として、自国の権利の行使として附属書Ⅰの自国の付表から当該機関を削除することを提案する場合には、当該監督又は影響が実効的に排除されたことの証拠
- (b) その他の修正を提案する場合には、この協定に定める相互に合意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報

通報に対する異議

2 1の規定に従って通報された修正の提案によりこの協定に基づく自国の権利が影響を受ける締約国は、当該修正の提案への異議を委員会に申し立てることができる。この異議は、締約国に対し通報が回章に付された日から四十五日以内に申し立てるものとし、その理由を明示するものとする。

協議

3 修正締約国及び異議を申し立てた締約国（以下「異議申立締約国」という。）は、当該異議に係る問題を協議によって解決するようあらゆる努力を払う。当該協議において、修正締約国及び異議申立締約国は、修正の提案について次の基準に従って検討する。

(a) 1(a)に規定する修正の提案の通報の場合には、機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを示す8(b)に規定する基準

(b) 1(b)に規定する修正の提案の通報の場合には、権利及び義務の均衡並びにこの協定に定める相互に合意された適用範囲につき当該通報の前の水準と同等の水準を維持するために当該修正に関連して提供されるべき補償的な調整の水準に関する8(c)に規定する基準

修正の変更

4 修正締約国及び異議申立締約国がその異議に係る問題を協議によって解決した場合において、当該修正締約国が当該協議の結果として自国の修正の提案を変更するときは、当該修正締約国は、1の規定に従い委員会に通報するものとし、変更された修正は、この条に定める要件を満たした後にのみ効力を生ずる。

修正の実施

5 提案された修正は、次のいずれかの場合にのみ効力を生ずる。

(a) いずれの締約国も1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から四十五日以内に当該修正の提案に対する異議を書面により委員会に申し立てない場合

(b) 全ての異議申立締約国が修正の提案への異議を撤回する旨を委員会に通報した場合

(c) 1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から百五十日が経過し、かつ、修正締約国が当該修正を実施する意図を書面により委員会に通報した場合

実質的に同等の適用範囲の撤回

6 5(c)の規定に基づいて修正が効力を生じた場合には、異議申立締約国は、実質的に同等の適用範囲を撤回することができる。第四条1(b)の規定にかかわらず、この6の規定に基づく撤回は、修正締約国との関

係においてのみ実施することができる。異議申立締約国は、当該撤回が効力を生ずる日の少なくとも三十日前に、当該撤回について書面により委員会に通報する。この6の規定に基づく撤回は、8(c)の規定に基づき委員会が採択する補償的な調整の水準に関する基準に適合するものとする。

異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続

7 委員会が8の規定に基づき異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続を採択した場合には、修正締約国又は異議申立締約国は、修正の提案の通報が回章に付された日から百二十日以内に当該仲裁手続を援用することができる。

(a) その期間内にいずれの締約国も当該仲裁手続を援用しなかった場合においては、

(i) 5(c)の規定にかかわらず、1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から百三十日が

経過し、かつ、修正締約国が当該修正を実施する意図を書面により委員会に通報したときは、当該修

正は、効力を生ずる。

(ii) いずれの異議申立締約国も、6の規定に基づいて適用範囲を撤回することができない。

(b) 修正締約国又は異議申立締約国が当該仲裁手続を援用した場合においては、

- (i) 5(c)の規定にかかわらず、修正の提案は、当該仲裁手続が完了するまで効力を生じない。
- (ii) 補償を受ける権利を行使する意図又は6の規定に基づいて実質的に同等の適用範囲を撤回する意図を有する異議申立締約国は、当該仲裁手続に参加する。
- (iii) 修正締約国は、5(c)の規定に基づいて修正の効力を生じさせるに当たり、当該仲裁手続の結果に従うべきである。
- (iv) 修正締約国が5(c)の規定に基づいて修正の効力を生じさせるに当たり当該仲裁手続の結果に従わないときは、異議申立締約国は、6の規定に基づいて実質的に同等の適用範囲を撤回することができ、ただし、当該撤回が当該仲裁手続の結果と適合するものであることを条件とする。

委員会の責任

8 委員会は、次のものを採択する。

- (a) 2の規定に基づく異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続
- (b) 機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを示す基準
- (c) 1(b)に規定する修正に関連して提供されるべき補償的な調整の水準及び6に規定する実質的に同等の

適用範囲の水準を決定するための基準

第二十条 協議及び紛争解決

1 締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関し他の締約国が行う申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議を行うための機会を十分に与える。

2 締約国は、次のことの結果として、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されており、又はこの協定の目的の達成が妨げられていると認める場合には、問題の相互に満足すべき解決を図るため、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という。）に規定する手続を利用することができる。

(a) 他の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったこと。

(b) 他の締約国がこの協定の規定に抵触するか否かを問わず何らかの措置を適用したこと。

3 紛争解決了解は、この協定に基づく協議及び紛争解決に適用される。ただし、紛争解決了解第二十二条3の規定にかかわらず、この協定以外の紛争解決了解附属書一に掲げる協定の下で生ずるいかなる紛争も、この協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならないものとし、また、この協定の下

で生ずるいかなる紛争も、紛争解決了解附属書一に掲げるその他の協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならない。

第二十一条 この協定の機関

政府調達に関する委員会

- 1 各締約国の代表で構成する政府調達に関する委員会を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、また、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を締約国に与えるため、及び締約国により与えられた他の任務を遂行するため、必要に応じ（少なくとも年一回）会合する。
- 2 委員会は、委員会が付与する任務を遂行する作業部会その他の補助機関を設けることができる。
- 3 委員会は、毎年次のことを行う。
 - (a) この協定の実施及び運用について検討すること。
 - (b) 一般理事会对し、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）第四条８の規定に基づく委員会の活動に関する通報並びにこの協定の実施及び運用に係る進展に関する通報を行うこと。

オブザーバー

4 この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国は、書面による通報を委員会に提出することにより、委員会にオブザーバーとして出席することが認められる。世界貿易機関のオブザーバーは、委員会にオブザーバーとして出席することについての書面による要請を委員会に提出することができ、委員会は、当該世界貿易機関のオブザーバーに委員会のオブザーバーとしての地位を与えることができる。

第二十二条 最終規定

受諾及び効力発生

1 この協定は、合意された適用範囲をこの協定の附属書Ⅰの付表に掲げる政府（注）であつて、千九百九十四年四月十五日に署名によつてこの協定を受諾したも又は批准を条件として同日までにこの協定に署名し、その後千九百九十六年一月一日前にこの協定を批准したものについては、千九百九十六年一月一日に効力を生ずる。

注 この協定の適用上、「政府」には、欧州連合の権限のある当局を含むものとする。

加入

2 世界貿易機関の加盟国は、締約国との間で合意され、委員会の決定において確認される条件により、この協定に加入することができる。加入は、合意された条件を記載した加入書を世界貿易機関事務局長に寄託することによって行う。この協定は、加入する加盟国については、加入書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

留保

3 締約国は、この協定のいかなる規定についても、留保を付することができない。

国内法令

4 締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続並びに自国の調達機関によって適用される規則、手続及び慣行をこの協定に適合したものとすることを確保する。

5 締約国は、この協定に関連を有する自国の法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

将来の交渉及び将来の作業計画

6 締約国は、開放的な調達を阻害する差別的な措置の導入又は継続を避けるよう努める。

7 締約国は、二千十二年三月三十日に採択された政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から三年以内に、その後は定期的に、開発途上国のニーズを考慮しつつ、相互主義に基づいてこの協定を改善し、差別的な措置を漸進的に削減し、及び撤廃し、並びに全ての締約国の間におけるこの協定の適用範囲の拡大を可能な限り達成するため、新たな交渉を行う。

8 (a) 委員会は、次の事項に関する作業計画の採択を通じ、この協定の実施及び7に規定する交渉を促進するため、更なる作業を行う。

- (i) 中小企業の取扱い
 - (ii) 統計資料の収集及び提供
 - (iii) 持続可能な調達の取扱い
 - (iv) 締約国の付表における適用除外及び制限
 - (v) 国際的な調達における安全基準
- (b) 委員会は、
- (i) 追加的な事項に関する作業計画の一覧表を内容とする決定を採択することができる。当該一覧表に

については、定期的に検討し、及び更新することができる。

(ii) (a)に規定する個別の作業計画及び(b)(i)の規定に基づいて採択される作業計画に関して行われるべき作業を定める決定を採択する。

9 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aの原産地規則に関する協定に基づいて行われる物品に係る原産地規則の調和のための作業計画及びサービスの貿易に関する交渉の終了の後、第四条5の規定を適宜改正するに当たり、当該作業計画及び交渉の結果を考慮する。

10 委員会は、7に規定する政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から五年以内に、第二十条2(b)の規定の妥当性を検討する。

改正

11 締約国は、この協定を改正することができる。改正を採択し、締約国による受諾のために提出する決定は、コンセンサス方式によって行う。

(a) 改正は、(b)に規定する場合を除くほか、締約国の三分の二が受諾した時に当該改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の各締約国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ず

る。

(b) 改正は、当該改正が締約国の権利及び義務を変更しない性質のものであると委員会がコンセンサス方式によって決定した場合には、締約国の三分の二が受諾した時に全ての締約国について効力を生ずる。

脱退

12 締約国は、この協定から脱退することができる。脱退は、世界貿易機関事務局長が書面による脱退の通告を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。締約国は、脱退の通告がされた場合には、委員会の会合を直ちに開くことを要求することができる。

13 この協定の締約国は、世界貿易機関の加盟国でなくなった場合には、当該加盟国でなくなった日にこの協定の締約国でなくなる。

特定の締約国間におけるこの協定の不適用

14 いずれかの締約国がこの協定を受諾し、又はこの協定に加入した時に、当該いずれかの締約国又は他のいずれかの締約国が、これら二の締約国の間におけるこの協定の適用に同意しなかった場合には、この協定は、これら二の締約国の間においては適用されない。

附属書

15 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

事務局

16 この協定に必要な役務は、世界貿易機関事務局が提供する。

寄託

17 この協定は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、締約国に対し、この協定の認証謄本、第十九条の規定に基づくこの協定の訂正又は修正の認証謄本、11の規定に基づくこの協定の改正の認証謄本、2の規定に基づくこの協定への加入の通告書及び12又は13の規定に基づくこの協定からの脱退の通告書を送付する。

登録

18 この協定は、国際連合憲章第二百二条の規定により登録する。

附属書 I 政府調達に関する協定の適用範囲に係る交渉において同協定の締約国が附属書 I について

最終的に提示した適用範囲（注）

注 原語によるものとみとする。

日本国が附属書 I について最終的に提示した適用範囲

（英語のみを正文とする。）

付表 1 中央政府の機関

基準額

十万特別引出権 物品

四百五十万特別引出権 建設サービス

四十五万特別引出権 この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスそ

他の技術的サービス

十万特別引出権

その他のサービス

機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院

内閣

人事院

内閣府

復興庁

宮内庁

国家公安委員会（警察庁）

金融庁

消費者庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

付表1に関する注釈

- 1 会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法及び内閣府設置法に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。
- 2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

付表2 地方政府の機関

基準額

二十万特別引出権	物品
千五百万特別引出権	建設サービス
百五十万特別引出権	この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその

他の技術的サービス

二十万特別引出権

その他のサービス

機関の表

地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市

北海道

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

茨城県

栃木県

群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県

愛知県

三重県

滋賀県

京都府

大阪府

兵庫県

奈良県

和歌山県

鳥取県

島根県

岡山県

広島県

山口県

徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県
大阪市

名古屋市

京都市

横浜市

神戸市

北九州市

札幌市

川崎市

福岡市

広島市

仙台市

千葉市

さいたま市

静岡市

堺市

新潟市

浜松市

岡山市

相模原市

付表 2 に関する注釈

- 1 地方自治法の適用を受ける都道府県及び指定都市には、地方自治法に定めるこれらの全ての知事又は市長、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。
- 2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。
- 3 この協定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この 3 の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。
- 4 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

5 発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。

付表3 その他の機関

基準額

十三万特別引出権 物品

四百五十万特別引出権 A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関が調達する建設サービス

千五百万特別引出権 A群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス

四百五十万特別引出権 B群に掲げる機関が調達する建設サービス

四十五万特別引出権 この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスそ

他の技術的サービス

十三万特別引出権 その他のサービス

機関の表

1 A群

独立行政法人農畜産業振興機構

中日本高速道路株式会社

株式会社日本政策投資銀行

東日本高速道路株式会社

独立行政法人環境再生保全機構

独立行政法人農業者年金基金

独立行政法人奄美群島振興開発基金

年金積立金管理運用独立行政法人

阪神高速道路株式会社

社会保険診療報酬支払基金

北海道旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）

本州四国連絡高速道路株式会社

日本アルコール産業株式会社

独立行政法人日本芸術文化振興会

独立行政法人日本原子力研究開発機構（注 b）

日本環境安全事業株式会社

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

独立行政法人日本貿易振興機構

株式会社日本政策金融公庫

地方公共団体金融機構

独立行政法人国際交流基金

日本貨物鉄道株式会社（注 a、注 g）

独立行政法人住宅金融支援機構

独立行政法人労働政策研究・研修機構

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人国際観光振興機構

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（注 c）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

日本郵政公社を承継した機関

日本中央競馬会

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注 a、注 d、注 e）

独立行政法人科学技術振興機構

独立行政法人日本学術振興会

独立行政法人日本学生支援機構

日本たばこ産業株式会社（注 g）

独立行政法人水資源機構

自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人

九州旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）

首都高速道路株式会社

小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人

農林漁業団体職員共済組合

消防団員等公務災害補償等共済基金

成田国際空港株式会社

地方競馬全国協会

独立行政法人日本スポーツ振興センター

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

独立行政法人国民生活センター

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

日本電信電話株式会社（注 f、注 g）

東日本電信電話株式会社（注 f、注 g）

西日本電信電話株式会社（注 f、注 g）
独立行政法人北方領土問題対策協会
沖繩振興開発金融公庫
放送大学学園
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
日本私立学校振興・共済事業団
独立行政法人理化学研究所（注 b）
四国旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）
東京地下鉄株式会社（注 a）
独立行政法人都市再生機構
独立行政法人福祉医療機構
西日本高速道路株式会社

2 B群

独立行政法人建築研究所

独立行政法人国立大学財務・経営センター

独立行政法人航空大学校

独立行政法人電子航法研究所

独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

独立行政法人森林総合研究所

独立行政法人国立高等専門学校機構

大学共同利用機関法人

全国健康保険協会

独立行政法人国際農林水産業研究センター

独立行政法人造幣局

独立行政法人原子力安全基盤機構

日本年金機構

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

独立行政法人海技教育機構

自動車検査独立行政法人

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

独立行政法人国立公文書館

独立行政法人国立がん研究センター

独立行政法人国立成育医療研究センター

独立行政法人国立長寿医療研究センター

独立行政法人国立国際医療研究センター

独立行政法人工業所有権情報・研修館

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人教員研修センター
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人水産大学校
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人物質・材料研究機構
独立行政法人航海訓練所
独立行政法人国立青少年教育振興機構

独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人情報通信研究機構
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立印刷局

独立行政法人防災科学技術研究所

独立行政法人酒類総合研究所

独立行政法人統計センター

独立行政法人交通安全環境研究所

国立大学法人

独立行政法人国立女性教育会館

独立行政法人日本貿易保険

独立行政法人港湾空港技術研究所

独立行政法人土木研究所

独立行政法人経済産業研究所

付表 3 に関する注釈

1 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

2 この協定は、A群に掲げる機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。

3 特定の機関に関する注釈

注 a 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注 b 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注 c 地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

注 d 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注 e 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

注 f 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。

注 g 建設サービス以外の付表5に掲げるサービスの調達は、含まない。

4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調達に関しては、3に規定する注釈の規定を次の

とおり適用する。

注 a は、鉄道建設に関連する活動についてのみ適用する。

注 d は、旧日本国有鉄道の清算に関連する活動についてのみ適用する。

注 e は、造船事業についてのみ適用する。

5 東日本旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）、東海旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）及び西日本旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）については、欧州連合がこれらの会社の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、A群に含まれるものとみなす。

この5の規定は、欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

6 航空宇宙技術研究所については、欧州連合及びアメリカ合衆国がこの廃止された機関の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、B群に含まれるものとみなす。

この6の規定は、アメリカ合衆国及び欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

付表4 物品

1 この協定は、この協定に別段の定めがない限り、付表1から付表3までに掲げる機関による全ての物品の調達について適用する。

2 防衛省に関しては、この協定は、日本国政府が第三条1の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、次の連邦供給分類（FSC）に属する物品の調達について適用する。

FSC	品名
二二	鉄道用機器
二四	トラクター
三二	木工機器
三四	金属加工機器
三五	サービス提供機器及び販売機器

- 三六 特別の工業用機器
- 三七 農業用機器
- 三八 建設用、鉋山用、掘削用及び道路維持用の機器
- 三九 物資取扱用機器
- 四〇 ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
- 四一 冷凍用機器、エアコンディショナー（その構成品を含む。）及び空気循環用機器
- 四三 ポンプ及び圧縮機
- 四五 配管用、加熱用及び衛生用の機器
- 四六 浄水用及び下水処理用の機器
- 四七 素管、管、ホース及びこれらの取付具
- 四八 弁
- 五一 手道具及び手工具
- 五二 計測工具

- 五五 用材、木工品、合板及びベニヤ板
- 六一 電線並びに発電用及び配電用の機器
- 六二 照明設備及び電球
- 六五 医療用及び獣医用の機器及び物品
- 六六三〇 化学分析用機器
- 六六三五 物理的材料試験機器
- 六六四〇 実験室用の機器及び物品
- 六六四五 時間測定用機器
- 六六五〇 光学機器
- 六六五五 地球物理学用及び天文学用の機器
- 六六六〇 気象観測機器
- 六六七〇 はかり
- 六六七五 製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器

- 六六八〇 液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
- 六六八五 圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
- 六六九五 組み合わせた機器及びその他の機器
- 六七 写真用機器
- 六八 化学工業生産品
- 七一 家具
- 七二 家庭用及び一般用の備品及び器具
- 七三 調理用及び配膳用の機器
- 七四 事務用機器及び可視記録装置
- 七五 事務用品
- 七六 書籍、地図その他の出版物
- 七七 楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
- 七九 清掃用器具及び清掃用品

八〇	ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤
八一〇	ドラム及び缶
八一五	箱、厚紙製の箱及びクレート
八二五	瓶及びジャー
八三〇	リール及びスプール
八三五	包装用の材料
八五	化粧用品
八七	農業用品
九三	非金属加工品
九四	非金属原材料
九九	その他のもの

付表5 サービス

この協定は、千九百九十一年の国際連合の暫定的な中央生産物分類（電気通信サービスについては、文書 MTN・GNSW-120）によって特定される次のサービスについて適用する。

（千九百九十一年の

暫定的な中央生産物

分類（CPC）

五一

建設工事

六一一二

自動車の保守及び修理のサービス（注1）

六一二二

モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそ

りを有する軽自動車の保守及び修理のサービス（注1）

六三三

個人用品及び家庭用品の修理のサービス

六四二

食料提供サービス（注5）

六四三

飲料提供サービス（注5）

七二二 その他の陸上運送サービス（七二二三五（郵便の陸上運送）を除く。）

七二二三 運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス

七二二三 海上航行船舶以外の船舶（運転者を伴うもの）の賃貸サービス

七三 航空運送サービス（七三二一〇（郵便の航空運送）を除く。）

七四八 貨物運送取扱いサービス

七五二二 クーリエ・サービス（注2）

電気通信サービス

MTN・GNS（対応する

丨W丨二〇 CPC）

2・C・h 七五二三 電子メール

2・C・i 七五二一 ボイスメール

2・C・j 七五二三 情報及びデータベースのオンライン

での検索

八三一〇六から八三二〇八まで	農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス（注5）	2・C・k	七五二三	電子データ交換（EDI）
八三二〇三	家具その他家庭用の器具の賃貸サービス（注5）	2・C・l	七五二九	高度ファクシミリ・サービス
八三二〇四	娯楽用品の賃貸サービス（注5）	2・C・m	七五二三	コード及びプロトコルの変換
八三二〇九	その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス（注5）	2・C・n	七五二三	情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）
八四	電子計算機サービス及び関連のサービス			
八六四	市場調査及び世論調査のサービス			
八六五	経営相談サービス（注5）			
八六六	経営相談に関連するサービス（八六六〇二（仲裁及び調停のサービス）			

ス)を除く。)(注5)

八六七

建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的

サービス(注3)

八七一

広告サービス

八七三〇四

装甲車による運送サービス

八七四

建築物の清掃サービス

八七六

こん包サービス(注5)

八八一四

林業及び木材伐出業に付随するサービス(森林経営を含む。)

八八四四二

出版及び印刷のサービス(注4)

八八六

金属製品、機械及び機器の修理のサービス

九二一

初等教育サービス

九二二

中等教育サービス

九二三

高等教育サービス

九二四

成人教育サービス

九四

汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

九六一

映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一一二（映画及びビデオテープの制作のサービス）を除く。）

付表5に関する注釈

注1 特別に改良され、かつ、機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。

注2 信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。

注3 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。

建築設計サービス（CPC八六七一二）の実施設計サービス

契約監理サービス（CPC八六七一三）

基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七二二）、

建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七二三）又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七二四）のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス（CPC八六七二七）

注4 秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

注5 これらのサービスに関しては、付表2及び付表3に掲げる機関による調達は、この協定の適用を受けない。

付表6 建設サービス

千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げるサービスであってこの協定の適用を受けるものの表

第五一区分に掲げる全てのサービス

附属書Ⅱ 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であつてこの

協定の適用を受ける政府調達に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従つて
用いる電子的媒体又は紙面

(各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。)

附属書Ⅲ 第七条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第

六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

(各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。)

附属書IV 締約国が第十六条5の規定に従って調達に関する統計を公表するウェブサイト及び同条6

の規定に従って落札に関する公示を行うウェブサイトのアドレス

(各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。)

(附属書中我が国の部分以外は省略)